

# 憲 法

( 9 0 分、総点 1 0 0 点 )

## 試験開始の指示があるまで開かないこと

### 注 意

- 1 . 問題用紙は、表紙をふくめて 4 ページで、問題は 2 問ある。
- 2 . 解答用紙は 1 枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
- 3 . 下書き用紙として、白紙を 1 枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
- 4 . 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
- 5 . 問題の内容に関する質問には、応じない。
- 6 . 試験時間内の退場はできない。なお試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
- 7 . 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
- 8 . 問題用紙及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

## 第1問

次の(1)?(3)の各問に答えなさい。(40点)

(1)国会議員が「全国民を代表する」(憲法第43条)ということの意味を説明しなさい。(10点)

(2)国会が「国の唯一の立法機関」である(憲法第41条)というときの「立法」の意味についてどのような考え方があるか。複数の考え方をあげてそれぞれの内容を簡潔に紹介しなさい。また、それぞれの考え方は国会が「国の唯一の立法機関」であることと内閣法第11条、国家行政組織法第12条第3項との関係についてどのように理解することになるか、説明しなさい。(20点)

(3)マククリーン事件上告審判決(最大判昭和53年10月4日)は、(A)「憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ」ことを明らかにした。在留外国人と地方議会議員の選挙権について争われた判決(最三判平成7年2月28日)において、最高裁は、まずマククリーン事件判決のこの判示部分(A)と同旨の見解を明らかにし、結論として、(B)一定範囲の外国人に法律をもって地方公共団体の長、議会の議員等に対する選挙権を付与することは憲法上禁止されていないとした。最三判平成7年2月28日は、出発点である(A)と結論である(B)との間でどのような論理を展開しているか、説明しなさい。

(10点)

## 第2問

Xは私立A高校に通う高校生であった。A高校では、校則において頭髪にパーマをかけることを禁止していた(以下「本件校則」という)。Xは本件校則に違反して頭髪にパーマをかけたため、退学処分を受けた。Xは、この退学処分は効力を有しない校則に違反したことを理由とするものであって無効であり、この退学処分により損害を受けたとして、A高校を設置した学校法人Yを被告として損害賠償を請求する訴えを提起した。

X側代理人として、Y側から予想される反論にも留意しつつ、本件校則が効力を有しないという主張の理由を展開しなさい。退学処分そのものについて(たとえば、「退学処分は重すぎる」、「退学処分に至る手続が適正でなければならない」など)は論じなくてよい。また、次の2つの命題については争わず、立論の前提とするものとする。

【命題1】 憲法の自由権的基本権保障規定は、国又は公共団体と個人との関係を規律するものであるから、私人相互間の関係について当然に適用ないし類推適用されるものではない。

【命題2】 高等学校は、生徒の教育を目的とする団体として、その目的を達成するために必要な事項を学則等により制定し、これによって在学する生徒を規律する権能を有する。

(60点)

余白